十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二　第二十四条第十二号の避雷装置

十三　第二十四条第十三号の土堤

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の盗難を防止するための措置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

十二　避雷装置の維持管理状況を、目視等により検査する。

十三　土堤の維持管理状況を、目視等により検査する。

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視等により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、目視等により検査するとともに、盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二　第二十四条第十二号の避雷装置

十三　第二十四条第十三号の土堤

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十四条の二第一号の火薬庫の構造

三　第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎

四　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十二　避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。

十三　土堤の維持管理状況を、目視により検査する。

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

三　火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。